

追 加 情 報

『〔改訂版〕医療法人の相続・事業承継と税務対策』（平成 26 年 4 月 10 日）を刊行後、4 月 18 日に国税庁より「財産評価基本通達の一部を改正する通達」（課評 2－9 他）が公表されました。

この改正は、平成 26 年度税制改正における復興特別法人税の前倒し廃止により、非上場株式を純資産価額方式で評価する場合の「法人税額等相当額の控除」の割合を、「42%」から「40%」とするもので、平成 26 年 4 月 1 日以後の相続・贈与より適用されます。

つきましては、本書の 97 ページ、100 ページ、103 ページ、121 ページにつきましては、お手数ですが「42%」を「40%」と読み替えてください。

また、追加の修正事項は随時当社のホームページ (<http://www.zeiken.co.jp> 「書籍」をクリック)にてお知らせ致します。

税務研究会出版局
(H26.4.21)